

市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

平成31年4月保育所等入所の申込書を配布します

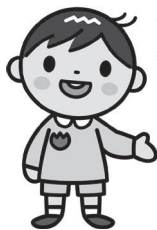
子ども課 保育係 (☎95-0121)

▼配布期間 10月10日(水)から

▼配布場所 各保育所、子ども課(市役所2階)

※10月15日(月)以降は市役所子ども課のみで配布します。

▼その他 入所資格や保育所説明会・入所申込受付等の日程、平成31年度中に育児休業終了後の保育所入所を希望する人(復職予定日が平成31年4月24日以降の人)の申込書の配布等については、広報ちりゅう10月1日号に掲載予定です。



住民票の写し等のコンビニ交付サービス一時休止のお知らせ

市役所の電気設備点検のため、コンピュータを停止します。

これに伴い、キオスク端末(マルチコピー機)の設置してある全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し等の証明書類の発行ができなくなりますので、ご注意ください。

▶とき 10月8日(祝) 終日

▶問合せ 市民課 市民係 (☎95-0152)

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

市民課 市民係 (☎95-0152)

市では、「住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を実施しています。この制度は、住民票の写しや戸籍の謄本・抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合、市役所に事前に登録をした人に対して、交付した事実を通知するものです。

これにより、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の早期発見などが可能になり、個人の権利侵害の未然防止につながる事が期待できます。

▼登録できる人 知立市の住民基本台帳または戸籍に記載されている人(過去に記載されていた人)

▼登録期間 登録日から3年間 ※引き続き登録を受けようとする時は、登録期間満了日の1か月前から登録を更新することができます。

▼対象となる証明書 住民票(除かれた住民票を含む)の写し、戸籍(除籍を含む)の謄(抄)本・戸籍の附票の写しなど

▼通知対象 本人の代理人または第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付したとき(ただし、国や地方公共団体からの請求などの場合は除く。)

▼申込み 本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)を持参のうえ、市民課で手続きをお願いします。

行政機関を装った、不当請求の文書は詐欺です!

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 [] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年8月1日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目6番1号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6386-[]
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

(見本)

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題した文書が、突然届いたという事例が多く報告されています。

見本のような文書の「法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター」や「民事訴訟管理センター」等は架空の組織であり、愛知県が悪質な業者として公開しています。

今後も組織の名前を変えながら、同様の手口が使われる恐れがあります。記載されている「取り下げ等のお問い合わせ相談窓口」へは絶対に連絡を取らないようにしてください。

困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

▶相談窓口・問合せ

知立市消費生活センター (☎95-0195)

毎週月・水・木・金曜日 午後1時~4時(受付は3時30分まで)

愛知県消費生活総合センター (☎052-962-0999)

月~金曜日 午前9時~午後4時30分

土・日曜日 午前9時~午後4時

民生委員・児童委員の退任

福祉課 保護援護係 (☎95)0149)

昭和6丁目地区担当の民生委員・児童委員 川崎賀代子さんが、8月31日をもって退任しました。

後任委員が決定するまでの間、この地域にお住まいで民生委員・児童委員へ連絡を取りたい人は、福祉課保護援護係までお問合せください。

「法の日」無料法律相談会

愛知県司法書士会 西三河支部
(☎0564(58)0246)

全国一斉司法書士会無料法律相談会
10月1日(法の日)～7日を「法の日週間」として、全国一斉に司法書士会による無料法律相談会が行われます。市でも次のとおり開催します。

▼とき 10月5日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時

▼ところ 市役所2階 打合室①北
▼相談内容 不動産の売買・贈与・相続の登記、債務整理、成年後見等
▼申込み 愛知県司法書士会西三河支部へ事前に電話でお申込みください。



知立市逢妻浄苑(火葬場)の使用料改定と霊きゅう車業務の廃止について

市民課 戸籍係 (☎95)0124)

平成30年10月1日(使用分)から、市外に住民登録がある人の使用料が左表のとおり改定されます。

また、平成30年9月30日をもって、市が行う霊きゅう車業務を廃止します。

知立市逢妻浄苑使用料			
区分	単位	市内使用料(円)	市外使用料(円)
満12歳以上の者	1体	無料	50,000
満6歳以上 満12歳未満の者	1体	無料	30,000
満6歳未満の者 (死産児を含む。)	1体	無料	15,000
小動物の死体	1体	600	—
汚物	1個	600	—

西三河都市計画変更案の縦覧

都市計画課 都市企画係

(☎95)0129)

▼変更案の内容

①生産緑地地区(知立市決定)

▼縦覧期間 9月25日(火)～10月9日(火) 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く。)

▼縦覧場所 市役所4階 都市計画課

※この案に対して意見のある人は、縦覧期間中に市へ意見書を提出することができます。



秋の全国交通安全運動
9月21日(金)～9月30日(日)

安心安全課 防犯交通係
(☎95)0115)

秋は行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋は日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとっては歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、夕暮れ時は交通量が増えることもあり、子どもや高齢者を始めとした交通弱者が交通事故に及ぶ危険性が高まります。

そこで、次の重点項目をかねて、秋の全国交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。
・歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう。
・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう。

・後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
・飲酒運転を根絶しよう。

交通安全ポスター展

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115)

秋の全国交通安全運動の期間にあわせて、市内の小・中学生が描いた交通安全ポスターの中で特に優秀な作品25点を展示いたします。

ポスターを通じて、ご家族で交通安全について考えてみましょう。

▼とき 9月21日(金)～30日(日)
▼ところ 中央公民館 1階ロビー



ウォーターパレスKC
臨時休館のお知らせ

プール整備のため、次の期間休館します。

▶とき 9月24日(休)～28日(金)
※プール以外の施設は、9月24日(休)を除き、通常どおり営業しています。
▶問合せ ウォーターパレス KC (☎24-6261)

動物愛護週間
9月20日(木)～26日(水)

環境課 環境保全係 (☎95)0154)

毎年9月20日～26日は、動物愛護週間です。これは、命ある動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために設けられています。



▼動物の適正飼養

犬や猫を飼うための試験や免許は必要ありませんが、狂犬病予防法など飼い主の義務を規定している法令があります。動物を飼う際には、その動物に関係する法令を確認し、人間が責任を持って管理しましょう。

◎愛犬の登録はお済みですか

生後91日を過ぎたとき、または無登録の犬を飼い始めてから30日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。

◎狂犬病予防注射を忘れずに

犬を飼い始めたから30日以内に、次年度からは毎年4月1日～6月30日に、集合注射または動物病院で予防注射を受けてください。

◎犬が人を噛んでしまったら

飼い犬が人に危害を加えた場合、飼い主はすぐに被害者のケガへの応急対応にあたる必要があります。また、48時間以内に保健所へ届け出るとともに、飼い犬が狂犬病にかかっ

ていないかを動物病院で受診させることが県の条例で義務付けられています。

◎散歩のルール

1. フンは必ず持ち帰りましょう。犬の散歩はトイレのためではありません。排せつは散歩の前に済ませる習慣をつけましょう。

また、市ではマナーアップのための看板を無料で配布していますので、ご希望の人はお問合せください。

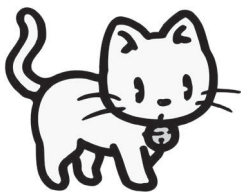
2. ノーリードの散歩は大変危険です。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人もいます。犬を放すことは絶対に止めましょう。

◎猫は室内飼いを

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく、交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫自身への危険も多くあります。

◎無責任なエサやりはやめましょう

フン等の放置や車のキズなど猫による苦情が寄せられています。無責任にエサやりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫も嫌われ者になってしまいます。



平成31年4月1日から「働き方」が変わります



平成31年（2019年）4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。

▶主な改正点

(1) 時間外労働の上限規制の導入（中小企業は2020年4月1日施行）

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

(2) 年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

(3) 正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止（2020年（中小企業は2021年）4月1日施行）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



改正法の詳細は、厚生労働省ホームページ『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

▶問合せ 経済課 商工観光係 (☎95-0125)

マタニティマークを見かけたら ～小さな命をサポートします～

妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。しかし、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくく、つわりなどによりつらい症状がある時もあります。

このマークを付けている人を見かけたら、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いします。

保健センターでは、マタニティキーホルダーとシールを母子手帳交付時に配布しています。ご活用ください。



▶問合せ 保健センター (☎82-8211)

平成30年7月豪雨災害義援金をありがとうございます

福祉課 障がい福祉係

(☎)0118

たくさんさんの義援金をありがとうございます。

(五十音順)

・木原久夫さん 2万円

・故 若松照美さん・歩さん

7万3千60円

・ボランティアあおみの会

1万9千547円

また、市内の募金箱の分とあわせて、8月6日までに知立市へ寄せられた平成30年7月豪雨災害義援金総額は、19万9千58円です。

お寄せいただいた義援金は日本赤十字社を通して全額を被災地へお届けします。

この他にも実施していただきました被災地義援金にご協力いただいた皆さん、ありがとうございます。

放課後子ども教室の 指導員募集

学校教育課 学校教育係

(☎)0136

放課後子ども教室で働いていただける人を募集しています。

▼募集人数 若干名

▼勤務先 市内の放課後子ども教室

▼勤務日 月～金曜日のうち週3～4日程度(夏休みなど長期休業中はお休みです。)

▼勤務時間 午後2時30分～5時30分頃

※勤務日や勤務時間についてご相談

にに応じることができません。

▼選考方法 簡易面接

▼賃金 時給940円

▼申込み 随時受付。事前に学校教育課へお問合せください。



障害者スキルアップ講座 (在職者訓練) 受講者募集

愛知職業能力開発校 在職者訓練担当 (☎)0533(93)2102

○訓練コース

①Excelマクロ/VBA基礎

②テクニカルイラストレーション基礎

▼とき

①11月10日(土)・17日(土)

②11月18日(日)・25日(日)

いずれも午前9時～午後4時

▼ところ 愛知障害者職業能力開発校

▼対象者 主に在職中の障がい者で、基本的なパソコンの操作ができる人

▼受講料 無料

▼定員 ①6人、②5人

※申込者多数の場合は、抽選のうえ決定します。

▼申込み 愛知障害者職業能力開発校ホームページから受講申請書をダウンロード

ウンロードして必要事項を記入のうえ、FAX、郵送またはEメールでお申込みください。

※受講申請書は、個人用と事業所用がありますのでご注意ください。

▼応募期間

①9月21日(金)～10月11日(木)

②9月28日(金)～10月18日(木)

▼問合せ 愛知職業能力開発校 在職者訓練担当 (〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14 FAX 0533(93)6554 Eメール noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp)

○ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/noryokukaihatsuko/0000064114.html>

アルコール専門相談

衣浦東部保健所 健康支援課
こころの健康推進グループ

(☎)219337

▼とき 10月4日(木) 午後2時～4時

▼ところ 衣浦東部保健所(刈谷市大手町一丁目12番地)

▼内容 アルコール問題で悩んでいる本人や家族に専門医師と酒害相談員等が相談をお受けします。

※相談時間は一組約1時間です。

▼申込み 前日までに電話で衣浦東部保健所へお申込みください。